

2024年（令和6年）国民スポーツ大会

SAGA2024有田町実行委員会  
第3回競技式典専門委員会

**SAGA  
2024**

国スポ・全障スポ  
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和4年10月26日（水） 14時00分  
会場 有田町生涯学習センター南館1階 講習室

**S A G A 2 0 2 4 有田町実行委員会**  
**第 3 回競技式典専門委員会 次 第**

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項 栃木国体視察報告

4 審議事項

第 1 号議案 S A G A 2 0 2 4 有田町情報通信基本計画（案）について

第 2 号議案 S A G A 2 0 2 4 有田町情報通信業務実施要項（案）について

5 その他

6 閉 会

## SAGA2024有田町情報通信基本計画(案)

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」において、有田町で実施する情報通信設備については、「SAGA2024有田町開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら情報通信設備の整備を図り、大会の運営に万全を期する。

### 2 内容

#### (1) 大会運営に必要な情報通信設備

大会を円滑に運営するため、競技会場に配置する実施本部や外部関係者等との通信及び実施本部員間での通信に必要な情報通信設備を整備する。

#### (2) 記録業務の実施に必要な情報通信設備

競技記録を迅速かつ正確に送受信し、記録業務を円滑かつ効率的に実施するために必要となる各種情報通信設備を整備する。

#### (3) 参加者等への情報提供に必要な情報通信設備

大会に参加する選手、監督及び役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者(以下、「大会参加者等」という。)に対し、便宜を図るための様々な情報や競技日程、結果等の情報を迅速に提供するために必要となる各種情報通信設備を整備する。

### 3 推進にあたって

#### (1) 安心・安全の確保

大会参加者等の安心・安全を確保するため、感染症や災害に備えて競技団体等との役割分担や連絡体制づくりに取り組む。

#### (2) 開催経費の縮減

情報通信設備は、可能な限り既存の設備を活用することとし、整備にあたっては、関係機関、団体等と十分な調整を行い、既存の通信環境に合致し、効率性、経済性が高い情報通信設備を整備する。

#### (3) デジタル化の推進

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会運営や競技記録における情報について、デジタル技術を活用して、より分かり易く、かつ、リアルタイムで発信できるように努める。

#### (4) 環境問題への配慮

大会で使用する記録用紙や印刷物は必要最低限とし、デジタル媒体で代用できるものは可能な限り活用しながら、環境に配慮した業務に努める。

### 4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## SAGA2024有田町情報通信業務実施要項(案)

### 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024有田町情報通信計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における情報通信業務の実施について万全を期し、大会の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

### 2 情報通信業務の種類

- (1) 競技会運営に関する通信  
競技会場及び練習会場等に必要な情報通信機器を設置し、競技会の円滑な運営を図る。
- (2) 記録業務の実施に必要な情報通信設備  
競技記録を迅速かつ正確に送受信し、記録業務を円滑かつ効率的に実施するために必要となる各種情報通信設備を整備する。
- (3) 輸送・交通業務に関する通信  
選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。
- (4) 警備・消防防災業務に関する通信  
関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

### 3 通信機器

上記2の業務を遂行するために使用する通信機器は、次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ
- (6) 映像機器(同時配信に必要なもの)

### 4 配置

- (1) パソコンは実施本部、競技会場、その他必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。
- (3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。

### 5 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 大会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ実施本部へ返還する。

### 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、この要項を準用する。

#### 附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。